

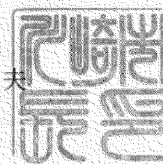
第4章 資料編

1 第4期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）

22川市人第 521号
平成22年12月 3日

川崎市子どもの権利委員会委員長 様

川 崎 市 長 阿 部 孝 夫



川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定により、次の事項について諮問いたします。

【諮問1】「子どもの権利条例の広報・啓発について」

理由：3年に一度行っている子どもの権利に関する実態・意識調査では、子どもの権利条例の認知度が下がっています。

子どもの権利条例の目的である子どもの権利の保障のためには、子どもをはじめ市民が子どもの権利のことを知り、その仕組みを活用することが必要です。そのため、多くの市民・子どもに広報・啓発を行うことが重要です。

【諮問2】「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画について」

理由：子どもの権利に関する行動計画は、条例第36条に基づき子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るために策定します。

第4次行動計画（2014年策定予定）は、川崎市の子ども施策に関する他の計画とのより一層の整合性を図り、子どもの権利保障を実現するためにより実効性のある行動計画の策定が必要です。

2 第4期川崎市子どもの権利委員会による諮問から答申までの流れ

2010（平成22）年10月

第4期川崎市子どもの権利委員会 発足
 （任期2010（平成22）年10月1日～2013（平成25）年9月30日）

2010（平成22）年12月



2011（平成23）年3月

子どもの権利に関する
実態・意識調査（アンケート調査）

2011（平成23）年7月

子どもの権利に関する
実態・意識調査（ヒアリング調査）

2012（平成24）年3月

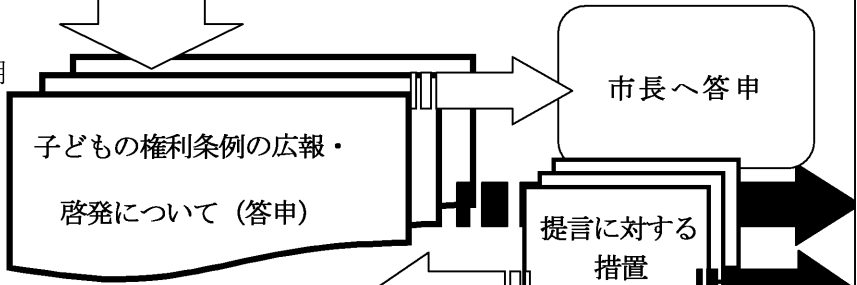


〃

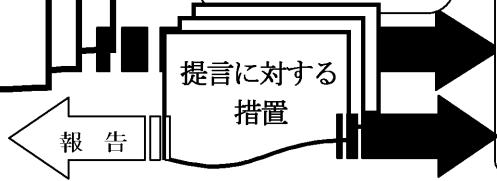
2012（平成24）年8～9月

子どもとの対話
行政との対話
市民との対話

2013（平成25）年3月



2013（平成25）年7月



市民へ公表

【川崎市子どもの権利に関する条例（抜粋）】

（権利委員会）

第38条 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

（検証）

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

（答申に対する措置等）

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。